

使用料等見直しの検討事項のポイント

以下の項目について、これまでの検討内容等を踏まえた現状における市の考え方や方向性を説明しますので、意見等をお願いします。

1 使用料の基本的な考え方

「受益者負担の適正化」を基本理念に税配分の公平性の確保を図る。
サービス利用者に負担を求める費用は、予約受付や設備点検、光熱水費、清掃委託等の日常の管理費用とし、「利用者に負担を求める費用×負担割合」を基本に、近隣各市の料金比較や現行料金との乖離度などを考慮し、適切な料金を設定する。

2 料金の算定式

(1) 人的費用の考え方

直営施設の予約受付等に要する費用については、従事者の年齢や形態によるバラつきを是正するとともに分かり易いものとするため、管理職を除いた一般職の平均給与と1日に要する時間から算定する。

※@57×30分=1700円

@57(一般職平均人件費638万円から1分当たり単価を算出)

30分(1日の予約受付等に要する時間:10分/区分×3区分)

(2) 同種別の施設ごとの平均単価

テニスコートや体育館、会議室・ホールなど同種の施設については、利用者の公平性を確保するため、管理形態や施設の老朽度などによる料金のバラつきを是正するため、平均の単価により料金を算定する。

3 受益者の負担割合

民間におけるサービス提供の有無と行政としての補完度合等を基本に、0%、50%、100%の3区分とする。

受益者100%施設:テニスコート、プール、駐車場など

受益者 50%施設:会議室、ホール、体育館、グラウンドなど

受益者 0%施設:都市公園、文化財施設(市外利用は有料)など

4 減免制度の見直し

特定の団体活動を支援する目的のない広く市民の利用に供する施設である市民会館や福祉文化会館、市民総合センター等は、減免制度を廃止し、障害者施設等の特定の設置目的を有する施設は、当事者団体等が使用する場合は、施策の推進や福祉の向上に資することから団体を限定し減免を適用する。

5 見直し後の料金収入試算

市民会館や男女共生センター、生涯学習センターの「会議室、ホール」の料金改訂後の収入のシミュレーションでは、料金単価は現行料金から10から25%下がるものが多いが、減免制度の見直しにより総収入額は増える見込みである。

《料金改訂後の収入額試算》

区 分	a現行収入額	b利用率そのまま	c利用率10%減	d利用率20%減
市民会館・福祉文化会館・市民総合センター	6,400万円	7,600万円	6,840万円	6,080万円
男女共生センター	570万円	400万円	360万円	320万円
生涯学習センター	1,100万円	5,000万円	4,500万円	4,000万円
合 計	8,070万円	13,000万円	11,700万円	10,400万円

※料金の端数整理及び特別な貸室を個別に精査していない状況での粗い試算